

公益財団法人日本卓球協会
評議員候補者選出規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本会」という。）定款第10条に定める評議員の候補者選出について定める。

(兼務制限)

第2条 評議員候補者の推薦にあたっては、当法人の理事及び監事並びに参事は選出することができない。

(互選による評議員候補者の選出)

第3条 評議員候補者を互選により選出する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- 1) 加盟都道府県団体が互選により推薦する者 9名以内
- 2) 加盟競技団体が互選により推薦する者 4名以内
- 2 前項第1号の加盟都道府県団体が互選により推薦する場合、北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の各ブロック（本会役員等選出規程の別表に定める地域ブロックをいう。）より各1名推薦する。
- 3 第1項第2号の加盟競技団体が互選により推薦する場合、日本学生卓球連盟、全国高等学校体育連盟卓球専門部、日本卓球リーグ実業団連盟より各1名、日本知的障害者卓球連盟、日本肢体不自由者卓球協会、日本ろうあ者卓球協会の3団体より1名推薦する。

(理事会による評議員候補者の選出)

第4条 理事会は、評議員候補者として外部の学識経験者を5名以内選出することができる。

- 2 前項の場合、本会加盟団体関係者（会長、副会長、理事長、主要役員等）を選出することはできない。

(定年制)

第5条 評議員は、選任時において、その年齢が80歳未満でなければならない。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則 この規程は、平成24年12月15日制定、平成24年12月15日より施行する。

- 2 この規程は、平成30年9月22日一部改訂、平成31年1月1日より施行する。